

2024年2月



四国電力株式会社

## 系統連系受電サービス料金（発電側課金）の導入に伴うお知らせ 《FIT 制度対象外の電源によって当社へ売電されている方へのお知らせ》

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2024年4月に、四国電力送配電株式会社をはじめとする一般送配電事業者において、同時最大受電電力が10kW以上の発電設備を対象に、系統連系・維持の対価として、系統連系受電サービス料金（以下「発電側課金」といいます。）が導入されます。

今回、FIT 制度※対象外の電源によって当社へ売電されております事業者さま（以下、「発電事業者さま」といいます。）に対して、発電側課金の取り扱いを、下記のとおりお知らせいたします。

※ 当社に売電中の FIT 制度対象の電源は、発電側課金の対象外となります。

### 記

#### 1. 発電側課金のお支払い・転嫁について

四国電力送配電株式会社（以下「四国電力送配電」といいます。）から、発電事業者さまに請求される発電側課金につきましては、原則、当社を經由してお支払いいただきます。

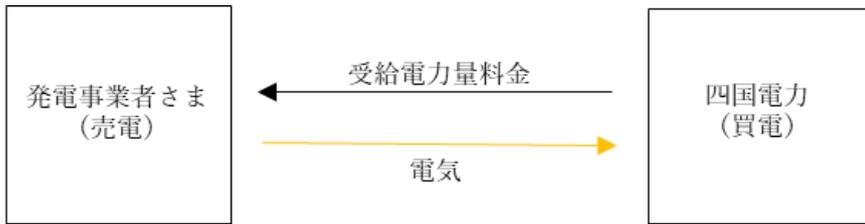
ただし、発電側課金の導入以降、当社は、発電事業者さまに対して、毎月の受給電力量料金に発電側課金と同額を上乗せ（＝転嫁、以下上乗せ後の金額を「売電料金」といいます。）することとし、実際のお支払い時には売電料金から発電側課金を控除（＝相殺）してお支払いし、控除した発電側課金を当社から四国電力送配電に対してお支払いいたします。（詳細イメージは、次頁をご覧ください。）

このため、**発電側課金の導入によって、発電事業者さまに実際にお支払いする金額に変動は生じず、発電側課金のお支払い手続きを発電事業者さまに実施いただく必要はございません。**

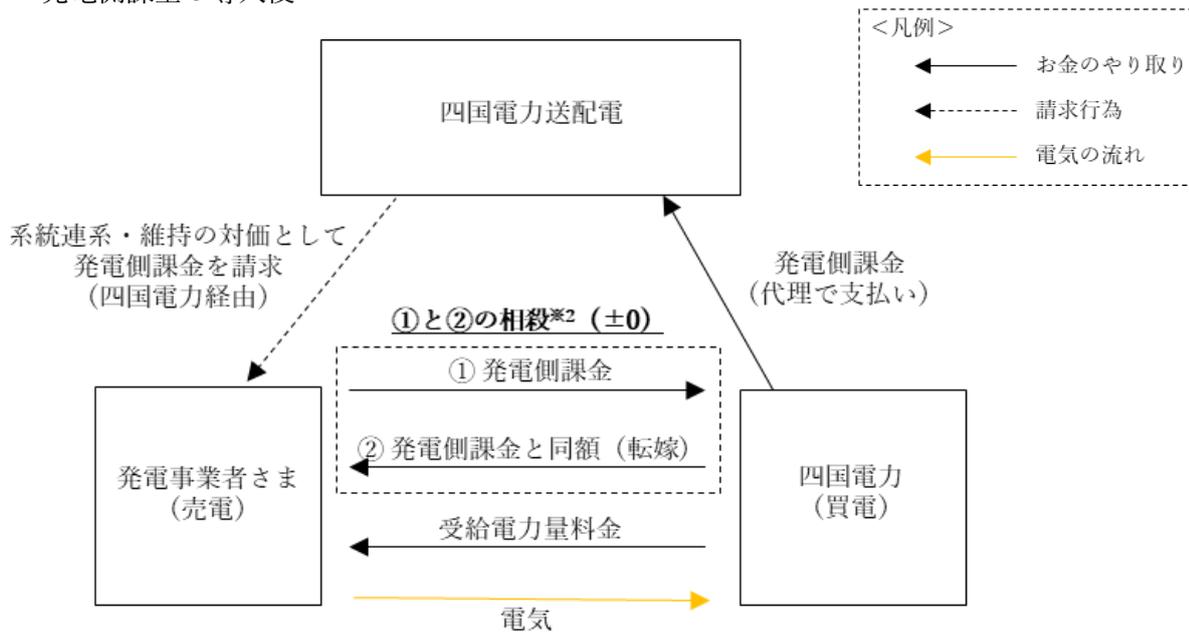
注) 相殺した発電側課金の金額につきましては、明細書等において通知予定です。

発電事業者さまの会計処理上の取扱いにつきましては、税理士や会計士等の専門家にご確認ください。

<発電側課金の導入前>



<発電側課金の導入後>



**※2 発電側課金の導入によって、発電事業者さまに実際にお支払いする金額に変動は生じず、発電側課金のお支払い手続きを発電事業者さまに実施いただく必要はございません。**

2. 再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱の改正について

発電事業者さまと当社の契約条件を定めた「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（以下「買取要綱」といいます。）」につきまして、上記の取り扱いを反映して2024年4月1日付で改正予定です。改正後の買取要綱は、2024年3月に当社ホームページに掲載いたします。

<参考>

系統連系受電サービス料金（発電側課金）について[四国電力送配電ホームページ]  
<https://www.yonden.co.jp/nw/generating-side-charges/index.html>

以上